

令和5年度 視覚障害者移動支援従事者(同行援護従業者) 資質向上研修 実施要領

<趣旨>

移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の指導者の増員と質の向上を目指すとともに、移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修未実施地域の解消を図ることを目的とする。

<実施主体>

主 催 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合
実施機関 日本視覚障害者団体連合内 同行援護事業所等連絡会

<受講対象者>

(一般の部) 以下の①②③いずれにも該当すること

- ① 定められた日程について参加ができる者
 - ② 視覚に障害がない者
 - ③ 移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の講師として、または企画・運営者として関わっている、もしくは、今後関わる予定があり、それについて所属事業所または養成研修実施事業所の証明がある者
- なお、移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修に企画・運営者としておよび講義の講師としてのみ関わっている者については、講義のみの受講とする。

(視覚障害当事者の部) 以下の①②いずれにも該当すること

- ① 定められた日程について参加ができる者
 - ② 移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修の講師として、または企画・運営者として関わっている、もしくは、今後関わる予定があり、それについて所属事業所または養成研修実施事業所の証明がある者
- なお、移動支援従事者養成研修および同行援護従業者養成研修に企画・運営者としておよび講義の講師としてのみ関わっている者については、講義のみの受講とする。

(更新の部)

- ① 定められた日程について参加ができる者
 - ② 平成25年度以降に視覚障害者移動支援従業者(同行援護従業者)資質向上研修を受講の際【指導者認定証】を受領し、その認定証の期限が切れる(切れている)者
- ※一般の部・視覚障害当事者の部を問わない。

<日程・開催地・申込締切日>

※定員になり次第、締切日以前でも締め切ります

(一般の部)

日程	開催地	申込締切日
1期 令和5年 8月12日(土) ～ 8月15日(火)	京都ライトハウス	令和5年 7月14日(金)
2期 令和5年11月29日(水) ～12月 2日(土)	日本視覚障害者センター	令和5年10月27日(金)

(視覚障害当事者の部)

日程	開催地	申込締切日
1期 令和5年 7月27日(木) ～ 7月29日(土)	日本視覚障害者センター	令和5年 6月30日(金)

(更新の部)

日程	開催地	申込締切日
1期 令和5年 8月 4日(金) ～ 8月 5日(土)	日本視覚障害者センター もしくはZoom	令和5年 7月 7日(金)
2期 令和5年10月15日(日) ～10月16日(月)	京都ライトハウス もしくはZoom	令和5年 9月15日(金)

※なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般の部・視覚障害当事者の部については、開催を中止する場合があります。中止かどうかの判断は、各会場の申込締切日の状況で行い、受講希望者には速やかに通知する。

なお、更新研修に関しては、Zoom研修のみに切り替え実施する場合があります。

※研修会初日終了後に懇親会を開催する場合があります。

<申込に際して必要な書類>

申込開始日は令和5年4月1日とする。

(一般の部・視覚障害当事者の部)

- ① 申込票 (別紙1-1A、1-1B)
- ② 養成研修従事証明書 (別紙1-2)

(実際に移動支援従事者及び同行援護従業者養成研修に関わっている、または関わる予定があることを所属事業所または養成研修実施事業所によって証明されるもの)

(更新の部)

- ① 申込票(別紙1-1C)
- ② 【同行援護従業者養成研修の修了証】もしくは【移動支援従事者養成研修の修了証】を所持している者はそのコピー ※資質向上研修の修了証ではありません。
- ③ 期限切れとなる「指導者認定証」のコピー

<申込方法>

申込は下記の方法のとおり。

ただし、受講料、交通費、宿泊費を都道府県に負担いただける場合があるので、申込に際してはまず都道府県に確認のこと。

(都道府県が取りまとめる場合)

- ① 管内市区町村、事業所、視覚障害者団体及び個人から都道府県に申込む。
- ② 都道府県が参加者のとりまとめを行う。
- ③ 都道府県から日本視覚障害者団体連合に必要書類を電子メールまたは郵送にて送付。
- ④ 日本視覚障害者団体連合から受講決定通知を都道府県に電子メールで送信し、受講者には直接受講決定通知を送付。

(団体等が取りまとめる場合)

- ① 団体等は、近隣の市区町村、事業所(同行援護・移動支援従事者養成研修実施事業所、同行援護・移動支援事業所)等に参加者推薦依頼をする。
- ② 近隣の市区町村、事業所及び個人から団体等に申込む。
- ③ 団体等が参加者をとりまとめて、都道府県へ連絡する。
- ④ 都道府県から日本視覚障害者団体連合に必要書類を電子メールまたは郵送にて送付。
- ⑤ 日本視覚障害者団体連合から受講決定通知を都道府県に電子メールで送信し、受講者には直接受講決定通知を送付。

(個人で申込みの場合)

- ① 日本視覚障害者団体連合に必要書類を電子メールまたは郵送にて直接送付。
- ② 日本視覚障害者団体連合から直接受講決定通知を送付。

<定員・最小催行人数>

○一般の部

- ・京都会場(京都ライトハウス): 定員18名とし、6名未満の場合は開催しない。
- ・東京会場(日本視覚障害者センター): 定員18名とし、6名未満の場合は開催しない。

○視覚障害当事者の部

- ・東京会場(日本視覚障害者センター): 定員18名とし、6名未満の場合は開催しない。

○更新の部

- ・京都会場(京都ライトハウス): 会場定員20名、Zoom定員50名とし、両方合わせて10名未満の場合は開催しない。
- ・東京会場(日本視覚障害者センター): 会場定員18名、Zoom定員50名とし、両方合わせて10名未満の場合は開催しない。

<受講料>

受講決定通知に記載された期日までに指定された口座へ振り込むものとする。期日までに支払いが確認できない場合は受講できない場合がある。

会場での参加においては途中欠席、Zoomにおいては途中退席や電波状況の悪化で接続不能等により修了できなかった場合も受講料は全額納付することとし、また、返金もしない。

・一般の部

全日程受講 28,000円 / 講義のみ受講 13,000円

・視覚障害当事者の部

全日程受講 21,000円 / 講義のみ受講 16,000円

・更新の部

会場・Zoomともに15,000円

なお、一般の部については、研修中、中央法規出版「同行援護従業者養成研修テキスト」の第4版(2,640円)を使用するので、受講者は持参ないしは当日購入すること。

<研修カリキュラム>

一般の部は1-3Aを参照のこと

視覚障害当事者の部は1-3Bを参照のこと

更新の部は1-3Cを参照のこと

<受講決定>

受講の可否は、いずれの場合も受講希望者へ日本視覚障害者団体連合から郵送およびメールにて、決定後1週間以内に通知する。

定員を上回る応募があった場合には、この研修の趣旨に基づき、「養成研修従事証明書」の提出がある者から優先して受講決定を行うこととする。

受講料の振り込み、研修受講上必要な内容については受講決定通知に記載する。

<修了証・認定証>

研修を受講した者には「修了証」を発行する。ただし、遅刻・早退や受講態度が著しく悪い者については、「修了証」を発行しない場合がある。

また、同行援護従業者養成研修の指導者としてふさわしいと主催者が認めた者、更新の部を受講した者には「修了証」とは別に「指導者認定証」を発行する。

この「指導者認定証」は有効期限を5年とする。

<研修中の事故等について>

主催者は受講者の安全を考慮し、傷害保険に加入する。

万が一事故等が起こった場合には加入している保険の範囲内で補償する。

<個人情報の取扱いについて>

受講申込票、養成研修従事証明書に記載された個人情報は本研修の実施に関わる必要最小限度の目的のみに使用する。

指導者認定証の対象者については、地域において開催される同行援護従業者養成研修への積極的な登用を目的として、日本視覚障害者団体連合から各都道府県、障害者団体、研修事業者等へ通知するものとする。

<新型コロナウイルス対策について>

研修開催において、感染予防対策を十分に行いながら実施する。マスクの着用については、社会情勢および研修会場として利用する施設の決定に即し、受講決定通知に記載する。

また、感染者の増加に伴い、緊急事態宣言が発令される、もしくはそれと同等と判断できる場合には、開催を中止することもあり得る。その場合の判断は各会場の申込締切日の状況で行い、速やかに通知するものとする。

<研修受講に関するお問い合わせ先>

同行援護事業所等連絡会事務局

メール: jim_doukouenngo@yahoo.co.jp 電話: 090-1574-5776(金村)

<連絡先>

日本視覚障害者団体連合 組織部団体事務局

メール: jim@jfb.jp 電話: 03-3200-0011(内線6)

<申込書送付先>

郵 送: 〒169-8664

東京都新宿区西早稲田2-18-2

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合

メール: jim@jfb.jp